|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　案盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ要綱　新旧対照表事業実施要綱　改正案（新旧対照表） | 現　　　　行 |
| 第一条　―　第三条第１項　略第三条　２　ワーキング委員の任期は、２年とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。（ワーキンググループ座長）第四条第１項　略２　座長に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。第四条第３項　－　第十一条　略 | 第一条　―　第三条第１項　省略第三条　２　ワーキング委員の任期は、１年とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。（ワーキンググループ座長）第四条第１項　略第四条第２項　－　第十一条　略 |

**資料３**